

## 対象商品等

次のすべての事項を満たす新商品又は新サービスであること。ただし、**医薬品類、農薬類、食品類、動物その他これらに類するもの、試作段階のもの、工事における工法・技術を除く。**

- (1) 既存の商品やサービスとは著しく異なる優れた使用価値を有していること。
- (2) 技術の高度化もしくは経営の能率の向上又は市民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- (3) 生産・提供計画が実現可能性のあるものであること。
- (4) 生産又は提供を開始してから概ね5年以内であること。
- (5) **★**公的機関が実施する以下のいずれかの事業において承認、認定、採択を受けていること。※**従来枠**のみ
 

ア 北九州市中小企業技術開発振興助成金	イ 北九州市オンリーワン企業創出事業
ウ 北九州市マーケットインプロダクト創造事業	エ 北九州市企業変革・スタートアップ・グロースサポート事業
オ 北九州市スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業	
カ 北九州市グローバルアクセラレーションプログラム	キ 北九州市メーカーズ創出プロジェクト
ク 北九州市環境未来ビジネス創出助成金	ケ 北九州市サステナブル環境ビジネス展開支援事業助成金
コ 北九州エコプレミアム産業創造事業	サ 北九州市建設リサイクル資材認定制度
シ 北九州市Z世代チャレンジ応援事業	
ス (公財)北九州産業学術推進機構 研究開発プロジェクト支援事業	
セ (公財)北九州産業学術推進機構 DX推進補助金	
ソ 経営革新計画	タ 国、県又はこれらの関係団体が実施する研究開発支援事業
チ 上記ア～タに類すると認められるもの	
- (6) 市の機関において用途が見込まれ、**★**市の機関での調達実績が無いこと。※**従来枠**のみ
- (7) 北九州市グリーン購入基本方針に適合するものであること。>>本基本方針の詳細はこちらから→
- (8) 関係法令に適合するとともに、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の知的財産権に関する問題が生じないものであること。
- (9) 品質及び安全性に関する基準に該当するものは、その基準に合致しているものであること。  
**※ ★の項目について、「未来産業創造枠」は適用除外**



## 対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 中小企業基本法第2条に定める中小企業者であること。
- (2) 株式会社の場合は、発行済み株式の2分の1を超えて中小企業者以外の会社が保有していないこと。  
株式会社以外の場合は、出資金額が2分の1を超えて中小企業者以外の会社に属していないこと。
- (3) 市内に主たる事務所又は事業所(中心となる拠点)を持ち、1年以上事業を営む中小企業であること。
- (4) 対象の新商品・新サービスを生産または提供している事業者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 北九州市物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱第4条に規定の指名停止を受けていないこと。

## 申請方法

以下の書類を申込先まで各1部提出して下さい。

- (1) 北九州発！新商品創出事業 認定申請書・実施計画
- (2) 直近の営業期間(2期分)の決算関係書類(販管費内訳、製造原価報告書含む)  
※ これらの書類がない場合は、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類
- (3) 株主名簿または出資者名簿とその比率が分かるもの(様式は任意)
- (4) 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(注)交付年月日が募集期間内のもの  
※ 個人事業主の場合は、運転免許証(写)等の本人確認ができる書類
- (5) 企業概要、新商品や新サービスに関する資料(製品カタログなど)
- (6) 市税の納税証明書(市税に滞納がないことの証明)(注)交付年月日が募集期間内のもの
- (7) 役員名簿(役員の氏名、読み仮名、生年月日を明記)
- (8) 暴力団排除等に関する誓約書

※ 上記(1),(7),(8)の様式は、北九州市の本制度Webサイトからダウンロードできます。

(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/10700090.html>)



北九州市 新商品創出事業



## その他留意事項

- 認定した商品やサービスの調達を担保するものではありません。
- 認定した商品やサービスの品質等を保証するものではありません。
- 市の部署と随意契約できるのは認定された企業です。販売代理店との随意契約はできません。
- 申請書等の提出された書類は返却しません。